

学校災害対応マニュアル

平成 2 4 年 1 2 月 高知県須崎市立須崎小学校 (第五次改訂版)

学 校 基 本 デ ー タ

所 在 地 : 高知県須崎市東糺町 2 番 9 号

立地条件 : 海拔 5.3m 緯度 33.39151 経度 133.287297

海岸からの距離約 400m ※津波到達予想時間 20 分～30 分

※最大予想浸水深 5m～10m ※最大予想震度 震度 6 強

(※H24.12.10 高知県発表データによる)

連 絡 先 : TEL 0889-42-1741 FAX 0889-42-1743

E-mail susaki-e@kochinet.ed.jp

URL <http://www.kochinet.ed.jp/susaki-e/>

教 職 員 : 学校長 井上和久 教頭 西山由美子 和田 明 主幹教諭 山岡彰彦
教職員数 33 名 (各支援員・栄養士・給食調理員含む)

学 級 数 : 普通学級 11 学級 特別支援学級 4 学級 計 15 学級

児 童 数 : 男子 131 名 女子 122 名 計 253 名

避 難 所 : 学校裏山海抜 28m地点 校区内指定避難所数 11 ヲ所

そ の 他 : デジタル無線機須崎市緊急時指定周波数 30CH

気象庁緊急地震速報 C アラート全館リアルタイム放送システム設置

全保護者・教職員等一斉メール送信「スクールメールシステム」設置

目 次

項

1	日常的な学校の防災活動・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	学校災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	校舎見取図・避難経路・避難場所・学校立地条件・・・・・・・・	6
4	震災時学校災害対策本部の設置指針・教職員参集体制・・・・・・・・	7
5	教職員在校時時の災害対応マニュアル（非常設置）・・・・・・・・	8
	※ 授業中（普通教室）P11 授業中（理科室・家庭科室・給食時）P12	
	授業中（特別教室）P13 授業中（（体育館・校庭・プール）P14	
	休憩時 P15	
6	一人で避難することができない児童への対応・・・・・・・・	1 6
7	学校外活動中の災害対応マニュアル・・・・・・・・	1 7
	※ 校外活動時（遠足・社会科見学等）P18	
8	登下校時の災害対応マニュアル・・・・・・・・	1 9
	※ 地震発生時における対応（登下校時）P20	
9	教職員在校時外の災害対策マニュアル（特別設置） 	2 1
1 0	児童の引き渡しに関して・・・・・・・・	2 2
1 1	授業再開に向けた対応マニュアル・・・・・・・・	2 4
1 2	報道機関対応マニュアル・・・・・・・・	2 6
1 3	情報連絡体制・・・・・・・・	2 7
1 4	災害時緊急連絡用（引渡し）カード・・・・・・・・	2 9
1 5	緊急時の連絡方法・・・・・・・・	3 0
1 6	避難所開設・運営の支援マニュアル・・・・・・・・	3 1

1 日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに児童等の安全確保を図るため、学校防災計画に次の事項について定める。

※災害時指揮命令系統の優先順位 1 校長 2 教頭西山 3 教頭和田 4 主幹教諭山岡 5 学年主任西村

学校防災委員会の設置
(校長井上)

- 適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
- 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討・策定し実施する。

委員長 —— 副委員長 ——
(校長 井上) (教頭西山 和田)

総務係 (主幹教諭 山岡)

- 災害対策マニュアル・学校災害対策組織等の整備・資料情報収集・記録等
- 施設・整備等の点検係
- 施設・整備等の点検等
- 防災教育係
- 防災教育・避難訓練・研修企画等
- 救急・救護係
- 応急手当・防災用具の取扱い指導等

災害対応マニュアルの作成
(主幹教諭 山岡)

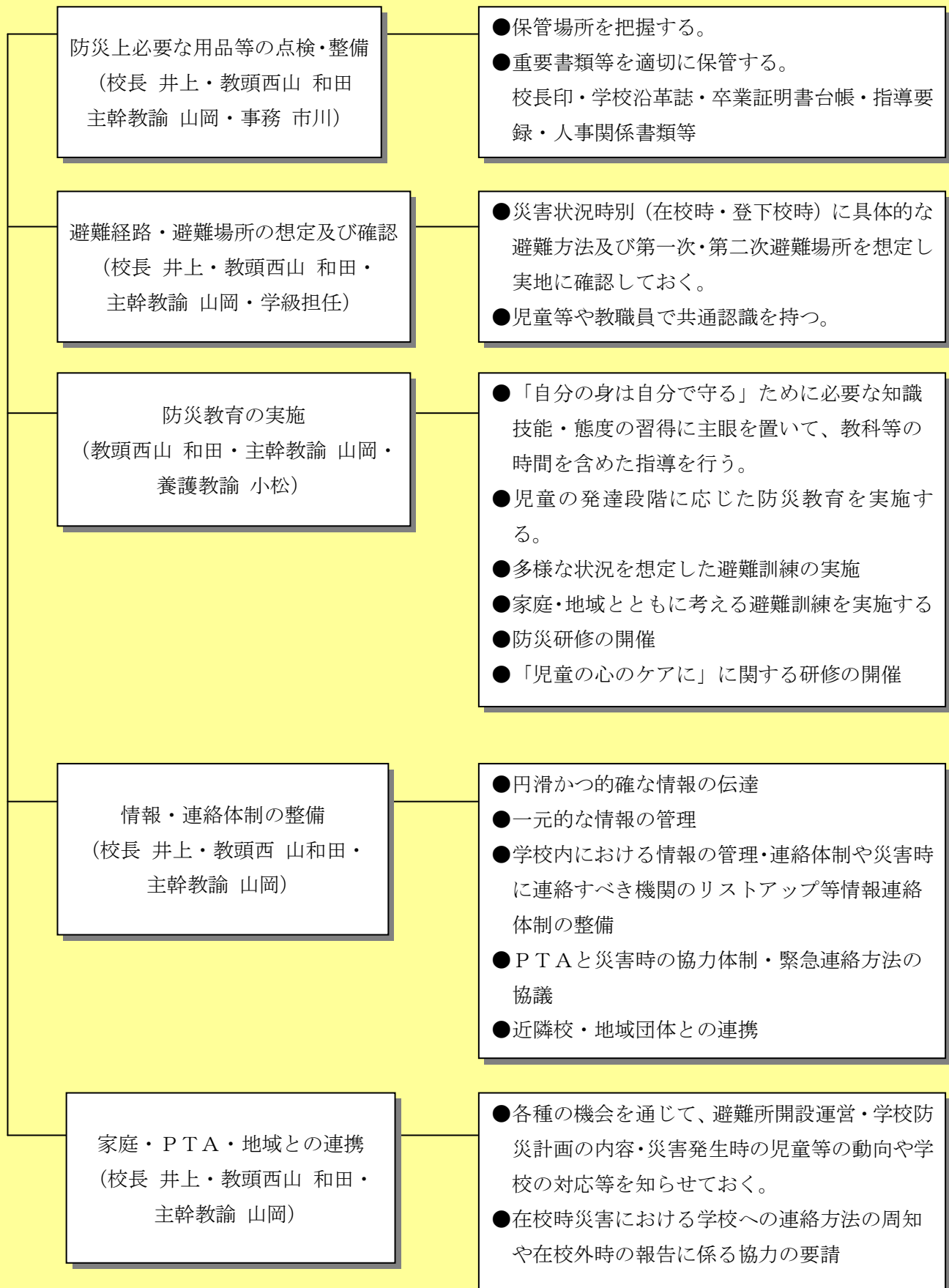
- 災害時の状況別の具体対応策
- 児童等の安否確認・保護者への引き渡し計画
- 関係機関への連絡体制の整備

避難所開設・運営の
支援マニュアル作成
(主幹教諭 山岡)

- 学校としての支援体制及びP T A・地域関係団体との分担を整理する。
特に児童等の安全確保や速やかな学校再開に向けた分担を優先した体制を整える。(P T A 町内会・地元自主防災組織等)

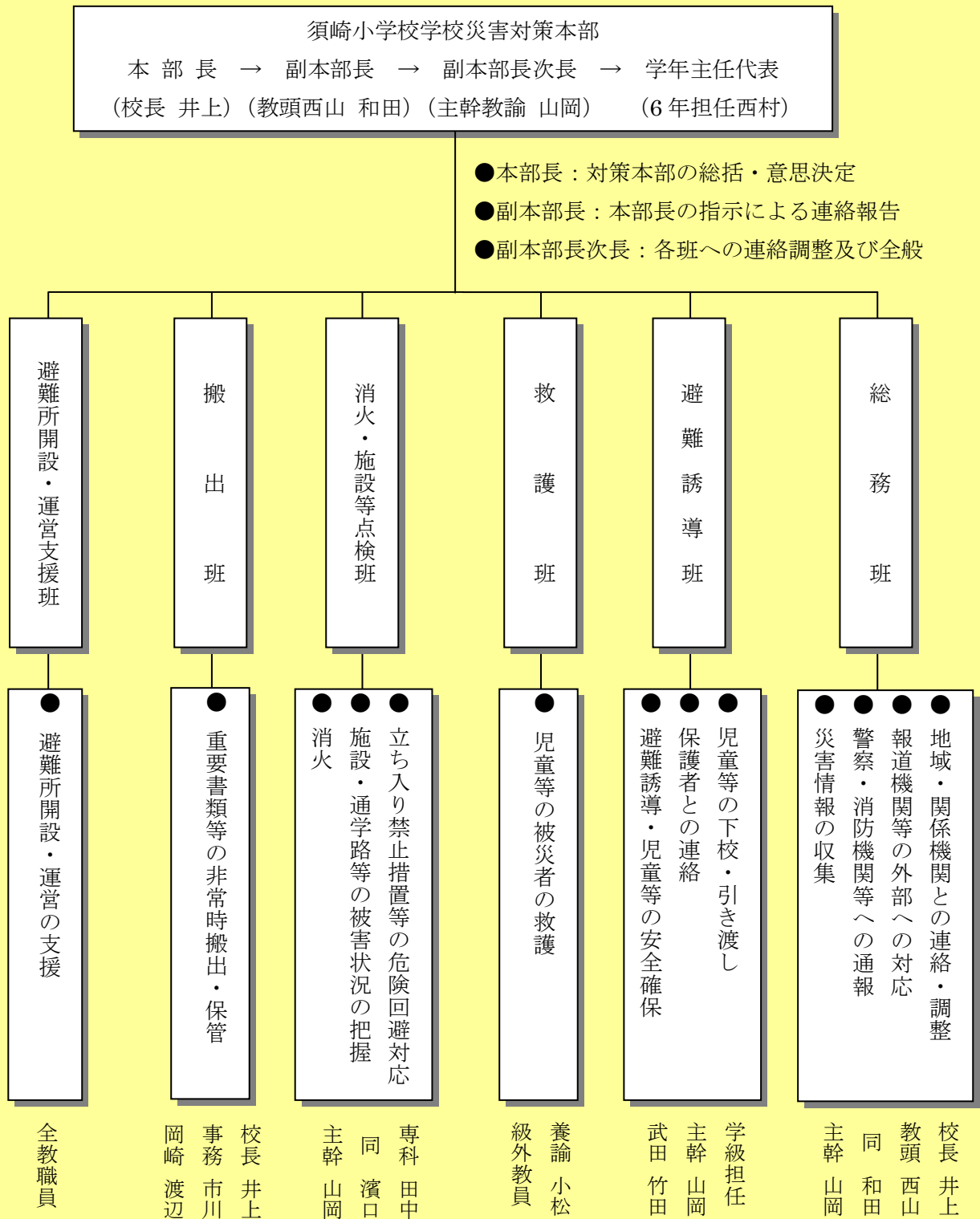
学校施設・設備等の点検・整備
(教頭西山 和田・主幹教諭 山岡・
専科担当田中 濱口)

- 燃料保管所や薬品保管所等の危険物保管所等及び校内の施設・設備全般の点検を実施する。
(定期・臨時・日常点検)
- 消防法に基づく点検整備
- 学校保健法施行規則第 22 条に基づく点検・整備



2 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害状況を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対策にあたる。組織編成にあたっては地元の自主防災組織や本校の現状に応じた組織編成に努める。



各 班 の 対 応

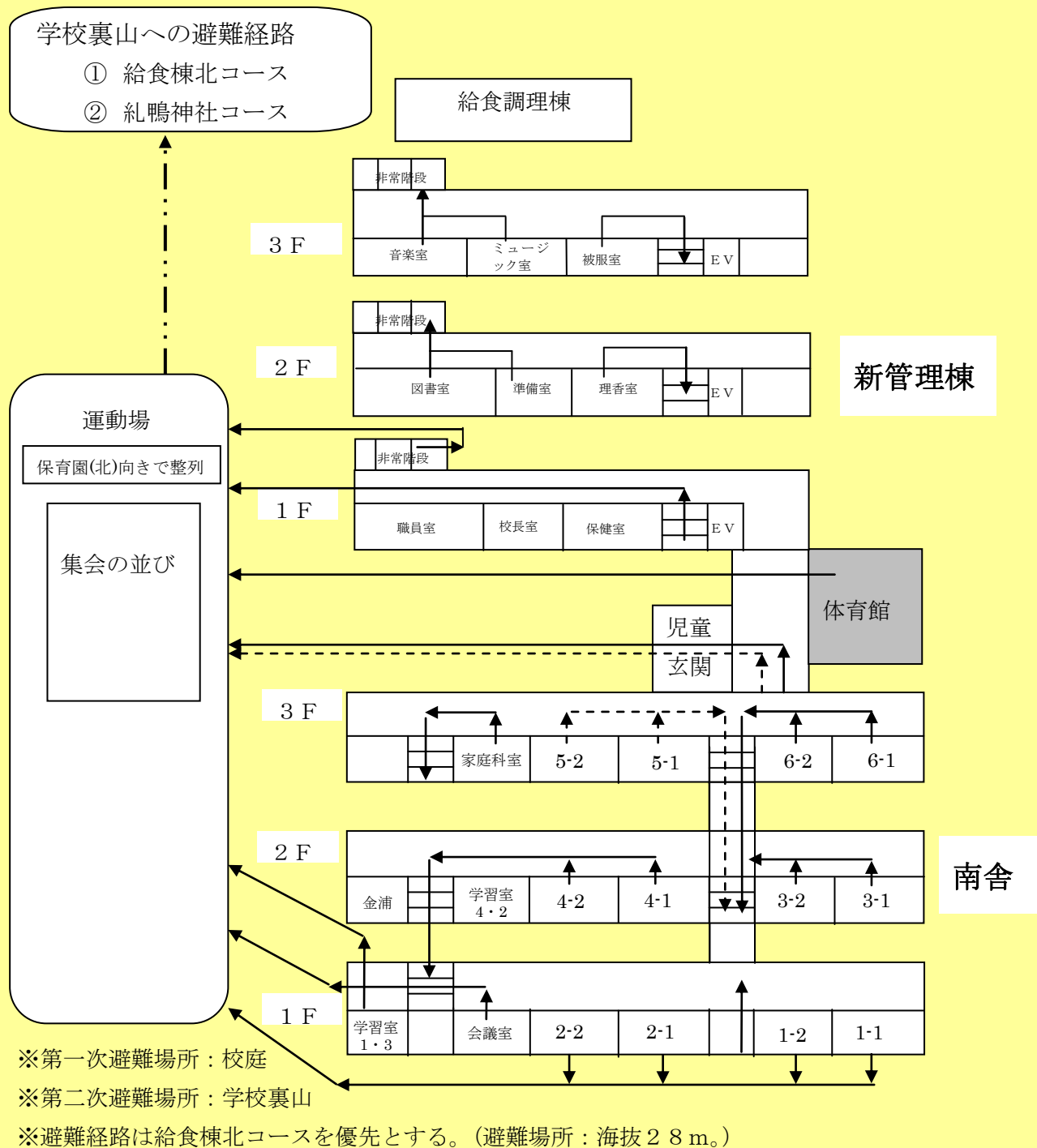
	職 務 内 容	必 要 な 備 品 等
総務班	●学校災害対策マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。 ●全ての児童等に状況を連絡する。 ●校内の通信網を確保する。 ●関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。 ●通信内容・決定事項・行動等を記録する。	●学校災害対策マニュアル ●学校施設配置図 ●ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・デジタル無線機・トランシーバー・手動充電器・ブルーシート・非常用ランタン ●緊急連絡用（引き渡し）カードコピー 等
避難誘導班	●災害の種類・程度に応じて的確な指示をし、児童等を安心させる。 ●負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。 ●指定された避難経路や安全な経路により児童等を避難させる。 ●集合場所でクラス単位に児童等を整列させ、点呼を行う。 ●点呼の結果を本部に報告する。 ●負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ●緊急事態がおさまるまで児童を保護し、情報を伝え、元気づける。	●緊急連絡用（引き渡し）カード 等
救護班	●応急手当ををする。 ●負傷者の応急手当の状況を記録する。 ●被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。 ●被災者の場所を記録する。 ●児童の身体等を確認する。	●応急手当の備品 ●荷札 ●健康カード ●ブルーシート ●担架・毛布・水 ●バール・のこぎり ●A E D等
消火施設等点検班	●火災発生場所を確認し、状況報告を行う。 ●小規模な火災の消火を行う。 ●非常持ち出し品を搬出する。 ●点検結果を記録する。 ●常に複数で行動する。	●消火器 ●ヘルメット・のこぎり・手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ●学校施設配置図 ●危険標識・立入禁止標識 ●道具箱 等
搬出班	●重要書類等の搬出・保管	●保管金庫内書類 等

各 班 の 対 応

	職 務 内 容	必 要 な 備 品 等
避難所開設・運営支援班	●市災害対策本部・校長の要請・指示を受け、避難所支援に従事する。 ●児童に加え地元住民の避難者を受け入れる。 ※避難者開放施設の安全点検・開錠する。 - 危険箇所・解放禁止箇所を立入禁止にする。 ●避難所設営の支援を行う。 ●避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ※避難者名簿の作成・飲食物・トイレ等の確認 ●避難者から運営ボランティアを募る。 ●避難者の対応を記録し、本部に報告する。	●マスターキー ●ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ●危険標識・立入禁止標識 ●学校施設配置図 ●避難者記載用名簿 等

3 校舎見取図・避難経路・避難場所・学校立地条件

1 校舎見取図・避難経路・避難場所



2 学校立地条件

本校所在地、須崎市東糺町2番9号の海拔は5.3m、海岸からの距離は約400mである。平成24年12月10日の高知県発表による津波到達時間は20分～30分、最大浸水深は5m～10mである。このことから校舎1階2階は浸水し、かなりの被害が予測される。また、体育館に関しては耐震強度の関係から地震による損壊大と予測される。

4 震災時学校災害対策本部の設置指針・教職員参集体制

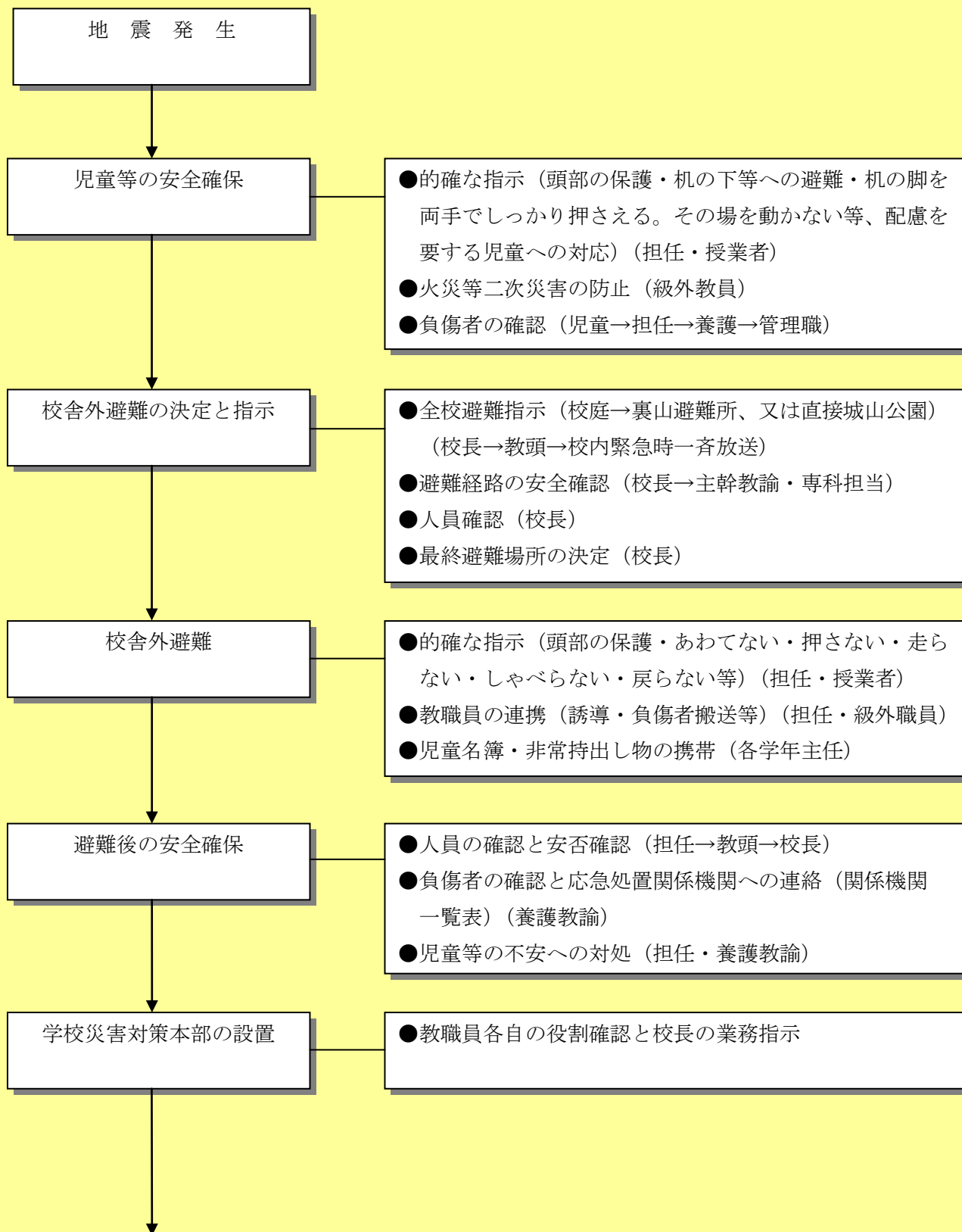
休日・夜間等の災害時

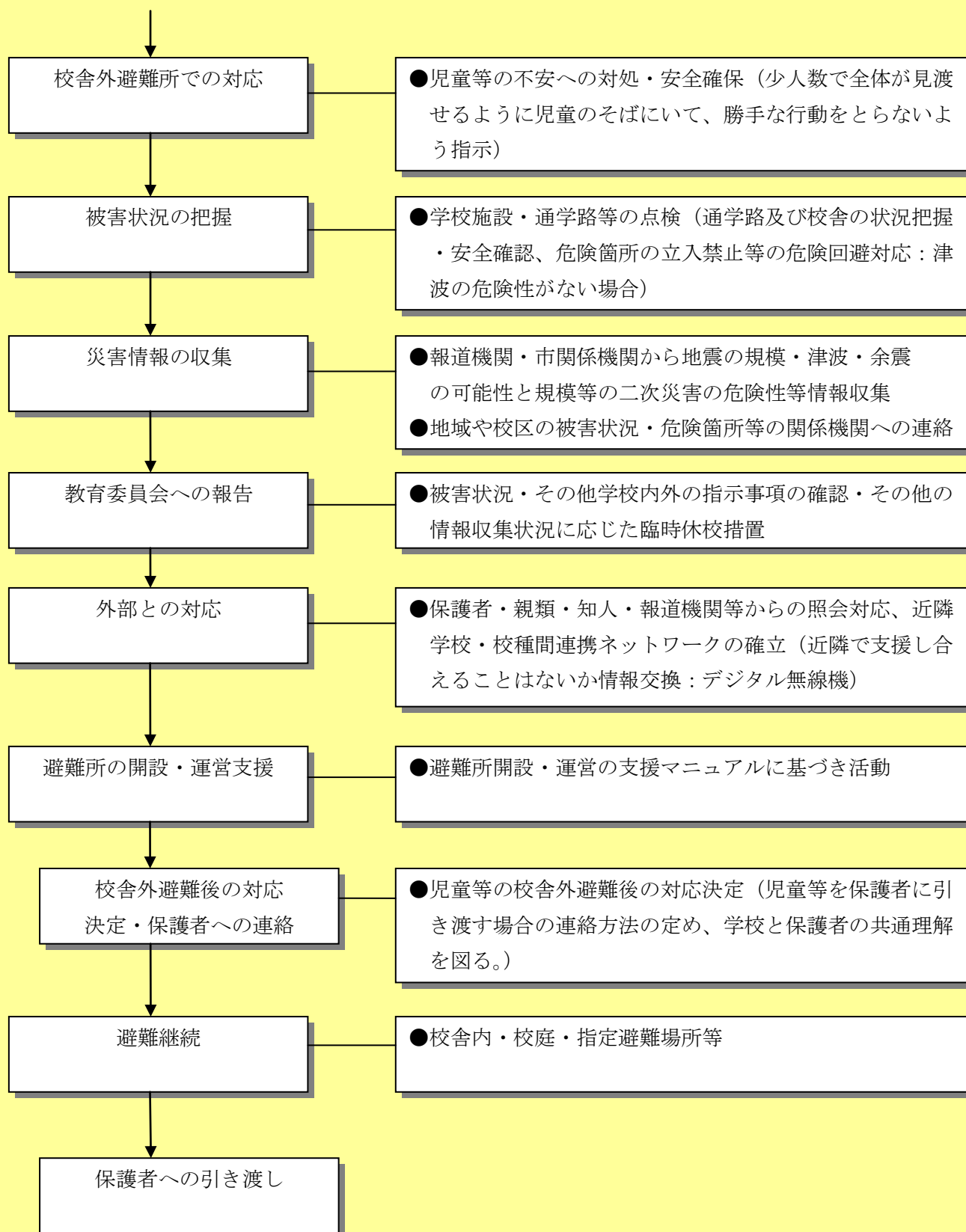
区分・体制	設置基準	教職員参集体制
第1配備 警戒体制	津波注意報が発表	●津波・浸水が予想される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員（教頭西山和田）を配備
第2配備 厳重警戒体制 必要に応じ 災害対策本部設置	<u>震度4</u> の地震が発生	●管理職を含め、校長が指定する教職員（教頭西山和田・主幹教諭山岡）を配備
	津波警報が発表	●津波・浸水が予想される学校等においては、管理職を含め、校長が指定する教職員（教頭西山和田・主幹教諭山岡）を配備
第3配備 学校災害対策本部の 設置	<u>震度5弱</u> の地震が発生	●管理職を含め、校長が指定する教職員の5割以上（教頭・主幹教諭・学級担任11名）を配備
	<u>震度5強</u> の地震が発生	●原則として教職員の全員を配備 ※本校への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ出勤
	<u>大津波警報</u> が発表	同上

※高知県 災害時 公立学校教職員参集体制規定による。

5 教職員在校時の災害対策マニュアル（非常設置）

1 基本的な対応





2 災害状況の対応

(1) 授業中

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	●災害時（担任・授業者） ●教職員の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護・窓や壁際から離れさせる。） ●火気使用中であれば消火する。 ●児童の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ●余震や二次災害に備え、児童を落ち着かせる。	●机の下にもぐらせ、机の脚を両手で対角にしっかり持つように指示する。 ●火気使用中であれば消火を指示する。
特別教室		●実験中であれば、危険回避を指示する
体 育 館		●中央に集合させ、体を低くするように指示する。（建物の構造や体育用具・天井の照明器具等に注意）
運 動 場		●校舎・フェンスから離れ、中央に集合させ体を低くするように指示する。
プ ー ル		●速やかにプールの縁に移動させ縁をつかむよう指示する。 ●ゆれがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。 ●避難準備（サンダル・靴を履き、衣類やバスタオルで身を守るよう指示する。）

(2) 教職員と児童が離れている場合

場 所	児 童 の 行 動	教 職 員 の 対 応
階段・廊下・トイレ等	●ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ●落下物や倒壊物に気を付ける。 ●ゆれがおさまり、教職員の指示に従い校舎外避難所に避難する。 ●周囲の安全確認	●全校指示（ゆれがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。） ●教職員は分散して児童の安全確保・指示誘導する。
運動場・中庭等の校舎外	●建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。 ●ゆれがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	●校舎外にいる児童の安全確保・負傷者の応急手当 ●一時避難場所の決定・指示

地震発生時における対応 授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●天井・壁等が割れたり、落ちたりする。 本棚等が転倒する。 蛍光灯・時計等が落下したり テレビも数メートル飛んだりする。 ●児童が不安や恐怖で泣き叫び 教員の指示が行き届かなくなる。 また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、失禁したりする。 自分勝手に行動し始め、パニック状態が発生する。 ●児童に負傷が出る。 ●教員自身が負傷し、動けなくなる。	【ゆれている時】 ※命令口調で！ ●「机の下に潜れ！」 「机の脚を持て！」 「大丈夫。先生もここにいる」 ●「外へ飛び出すな！」 ※脱出口を1箇所以上確保する。 【避難するとき】 ※命令口調で！ ●「けが人はいないか。」 ※負傷者の有無を確認し、応急救置を行う。 ●「教科書等で頭を守れ！」 ●「あわてないで、避難開始！」 ※児童に対して適切な避難経路を指示した上で先導する。(隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教師がつくようにする。) ※児童引き渡しカード・出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し、人数を確認する。	【ゆれている時】 ●机の下に潜って、机の脚をしっかり持ち、頭部・身体を守る。 ●身を隠すところがない場合は身近にあるカバン・本等で頭を覆い、出来るだけ低い姿勢をとる。 【避難するとき】 ●教員の指示に従い、「お」「は」「し」を守る。 ※「お」（押さない） 「は」（走らない） 「し」（しゃべらない） ※「も」（もどらない） ●本等で頭を覆い、上履きのまま、避難所へ行く。 ●煙が発生している場合はハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。 ●クラスごとに整列する。 ●勝手に家に戻らない。 ●担任が不在の場合は、近くの教員の指示に従う。

地震発生時における対応 授業中（理科室・家庭科室）・給食時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
理 科 室 ・ 家 庭 科 室	●教室の例に準じる ●実験器具棚から実験器具が飛び出る。 ●ガラス・陶器製品の飛散 ●薬品の飛散による有毒ガス等の発生 ●アルコールランプ・ガスバーナーからの出火 ●火傷等をする危険がある。 ●ミシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯による火傷をする。	※ゆれている時には、教室の例に準じるが、机の下に潜れない場合は、次のように対応する。 ※命令口調で！ ●「その場にしゃがめ！」 ●「頭を守れ！」 ●「こぼれた薬品や割れた器具に近づくな！」 ●「火を消せ！」 ※消火は児童の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難の際には、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。	●教室の例に準じる ●教科書やノート等で頭を守る。 ●ゆれている時でも動ける場合は、薬品によるケガや火事の危険をなくしてから自分の身を守る。 ●動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスの元栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
給 食 時	●給食時には食器の落下、おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る。	●教室の例に準じる。火傷に注意。 ●調理場においては、素早く火元の始末をする。	●机の下へ潜り、火傷をしないように気を付ける。 ●配膳準備時に廊下・手洗い場にいる場合には、休憩時の廊下に準じる。

地震発生時における対応 授業中（特別教室）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
図書室	●図書室では、一部本棚が倒れる。 ●本が次々に落ちてくる。	●「本棚から離れ、机の下へ」 ※机の下に潜れない児童は本で頭を守り、姿勢を低くする。 - 命令口調で！ ●「非常階段から避難開始！」	●近くにある本を持って、本棚から離れ、出来る限り本で頭を保護してしゃがむ。 ●非常階段から避難開始
音楽室	●ピアノが数メートル動いたりする。	●教室の例に準じる。 ●ピアノ等重量物に注意 - 命令口調で！ ●「非常階段から避難開始！」	●教室の例に準じる。 ●非常階段から避難開始
コンピュータ室	●コンピュータ室ではモニター・パソコン本体等が落下する。 ●カーテン等で遮光している場合はパニックを引き起こしやすい。	●教室の例に準じる。 ●机上からの重量物落下に注意させ、机の中心部まで潜らせる。 ●カーテン等を開ける。	●教室の例に準じる。 ●机上からの重量物落下に注意し、机の中心まで潜る。
保健室	●保健室では、薬品やガラス類が飛散する可能性がある。 ●冷蔵庫・洗濯機・測定器具等が転倒する。	●教室の例に準じる。 ●火災発生時には初期消火として毛布等を利用。 ●中庭から避難指示 ●児童の健康カードの携行	●体調不良等で休んでいる場合には、すぐにベッドの下に潜る。 ●廊下ではなく中庭側に避難する。
図工・被服室	●電子黒板・鏡台等が転倒する可能性がある。	●教室の例に準じる。 ※命令口調で！ ●「非常階段から避難開始！」	●教室の例に準じる。 ●非常階段から避難開始

地震発生時における対応 授業中（体育館・校庭・プール）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
体 育 館	●体育館では、破損ガラス及びギャラリー内壁が飛散する。 ●照明器具・天井固定器具等が落下する。	※体育の授業の時は、次のように対応する。 ※命令口調で！ ●「真ん中に集まれ！」 ●「しゃがめ！」 ●「頭の上に手を置け！」 ※全校集会等で多くの児童等が集まっている場合には次のように指示する。 ※命令口調で！ ●「その場にしゃがめ！」 ●「頭の上に手を置け！」 ※避難するときは、明確な指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。 ※生徒玄関・ピロティ等の損傷状況を把握し、安全な避難経路を指示する。	●体育館の中央に行き、手で頭を保護してしゃがむ。 ●勝手に体育館の外に飛び出さない。 ●非難するときは、頭を守り、体育館シューズのまま外に出る。 ●教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」を守る。 ※「お」（おさない） 「は」（はしらない） 「し」（しゃべらない） ※状況によっては「走らない」を解除する。
校 庭	●校庭に亀裂が入り、陥没する。 ●建物の付近では、ガラスが飛散する。 ●バックネット・サッカーゴール・遊具等の倒壊	※落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。 ※命令口調で！ ●「真ん中に行け！」 ●「しゃがめ！」 ●「頭を守れ！」	●教員の指示に従う。 ●ゆれが激しい場合には、這ってでも校舎から離れる。 ●伏せた状態で頭を手や衣類で守る。 ●勝手に校外に出たり、校舎に入ったりしない。
プ ール	●プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。	●ゆれがおさまってから、履物を履かせ、衣類タオル等を持たせてから避難させる。	●ゆれがおさまり次第、避難場所に移動する。

地震発生時における対応（休憩時）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
教室	●授業中の教室の例に準じる ●自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ●教員が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じ奇声を発したり、泣き叫んで走り出したり、勝手に帰宅する児童も出てくる。	●一斉放送で校庭（一次避難場所）への避難を明確に指示する。 ●教員は迅速に所定の教室直行し、校舎内の児童を把握する。 ●他学年・他学級の児童は避難場所において学級担任・担当者に引き渡す。	●授業中の教室の例に準じる ●校内放送・その他の通報を最後まで聞き、指示に従い速やかに行動に移る。
廊下	●廊下や昇降口等ではロッカー・戸棚類の倒壊や掲示物・額縁・ガラス破片等が落下する。 ●戸や扉の開閉が困難になる ●防火扉が閉まってしまい避難が困難になる。	●教員は迅速に所定の教室へ直行し、校舎内の児童を把握する。 ●被害状況を見たうえで、最短の避難経路を指示する。	●校内放送・その他の通報を最後まで聞き、指示に従い行動する。 ●カバンや本で頭を守り、廊下の中央でしゃがむ。余裕があれば、近くの教室の机の下に潜り込む。
階段	●破損ガラス・天井・壁・蛍光灯が落下する。 ●傾斜があるので、転落する可能性がある。	●授業中の教室例に準じる。	●校内放送・その他の通報を最後まで聞き、指示に従い行動する。 ●転落しないようにその場に伏せて、頭を守る。
トイレ	●戸や扉の開閉が困難になる ●天井・壁・蛍光灯等が落下する。	●授業中の教室例に準じる。 ●トイレ内に児童がいないか確認する。	●校内放送・その他の通報を最後まで聞き、指示に従い行動する。 ●トイレを使用中は、急いで鍵を開けて、落下物に注意してじっと動かずにいる。
校庭	●授業中の校庭の例に準じる	●校内放送か担当教員が校庭に出て中央に集める。 ●状況に応じて安全な場所に避難させる。 ●所属のクラスに引き渡す。	●授業中の校庭の例に準じる ●校内放送・その他の通報を最後まで聞き、指示に従い行動する。

6 一人で避難することができない児童への対応

災害発生時

(1) 教職員と当該児童が一緒にいる場合

教職員	当該児童	他の児童
●揺れに備える体制を指示 ～揺れが収まってから～ ●当該児童を連れ第一避難場所（校庭）へ避難する。 ●他の教員と連携して当該児童を第二避難場所へ避難させる	●机の下等安全が確保できる場所で衝撃防御をとる。 ～揺れが収まってから～ ●教員・他の児童の補助を受け第一避難場所へ避難する。 ●教職員・他の児童の補助を受け第二避難場所へ避難する	●当該児童の安全な場所への移動を補助する。 ～揺れが収まってから～ ●当該児童の第一避難場所への避難を教員とともに補助する ●当該児童の第二避難場所への避難を教職員とともに補助する。

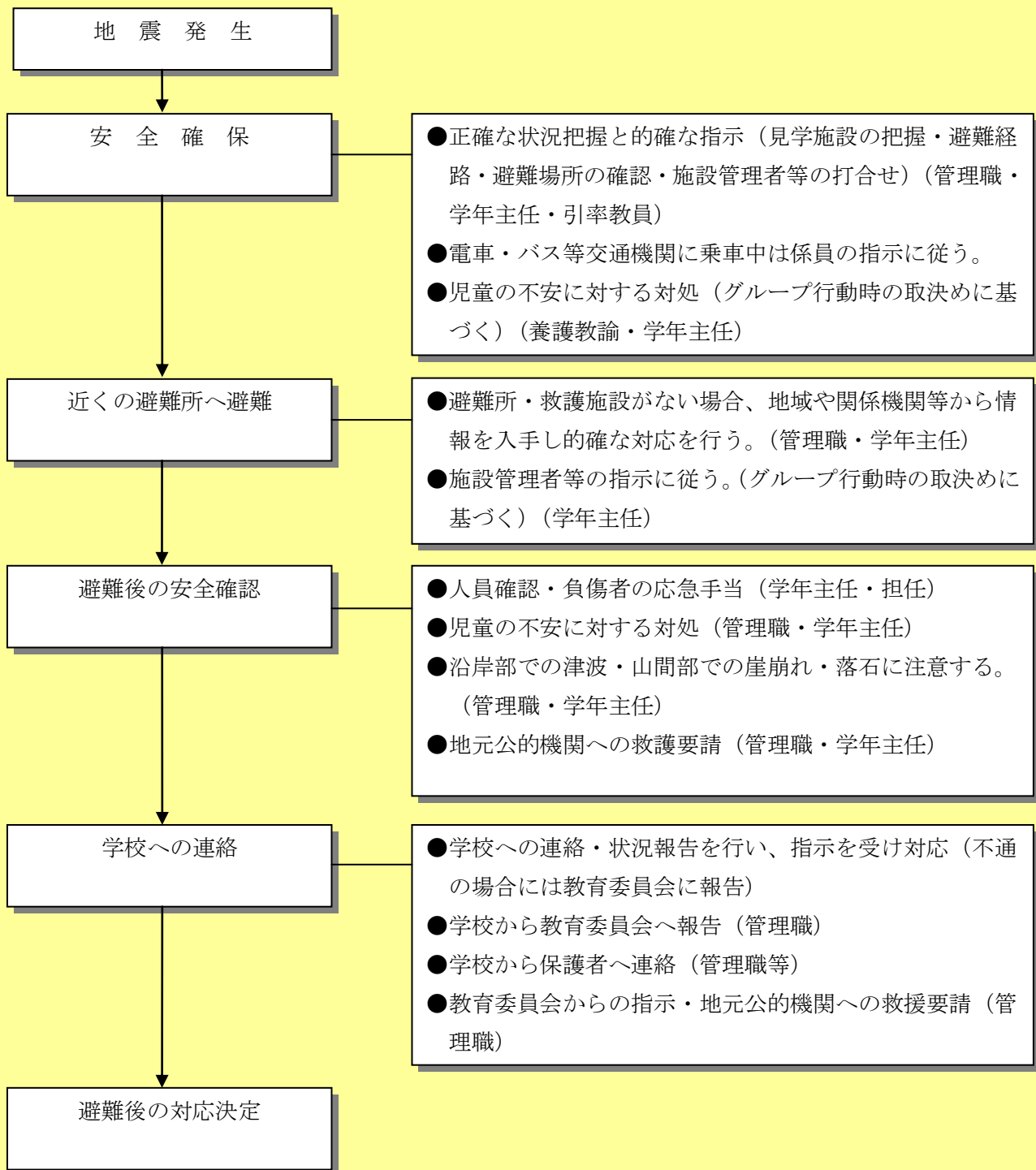
(2) 教職員と当該児童離れている場合

教職員	当該児童	他の児童
～揺れが収まってから～ ●当該児童の安全確認に向かう ●他の教員や児童と連携して当該児童を第一避難場所へ避難させる。 ●他の教職員・児童と連携して当該児童を第二避難場所へ避難させる	●机の下等安全が確保できる場所で衝撃防御をとる。 ～揺れが収まってから～ ●他の児童・教員の補助を受け第一避難場所へ避難する。 ●教職員・他の児童の補助を受け第二避難場所へ避難する	●当該児童の安全な場所への移動を補助する。 ～揺れが収まってから～ ●当該児童の第一避難所への避難を補助するとともに近くの教職員を呼ぶ。 ●当該児童の第二避難場所への避難を教職員とともに補助する。

※当該児童の速やかな避難のために、背負子や歩行補助器具、車椅子等を避難経路に用意をしておく。

※当該児童所属学年及び管理職・級外教員間で避難場面想定を行っておく。

7 学校外活動中の災害対応マニュアル



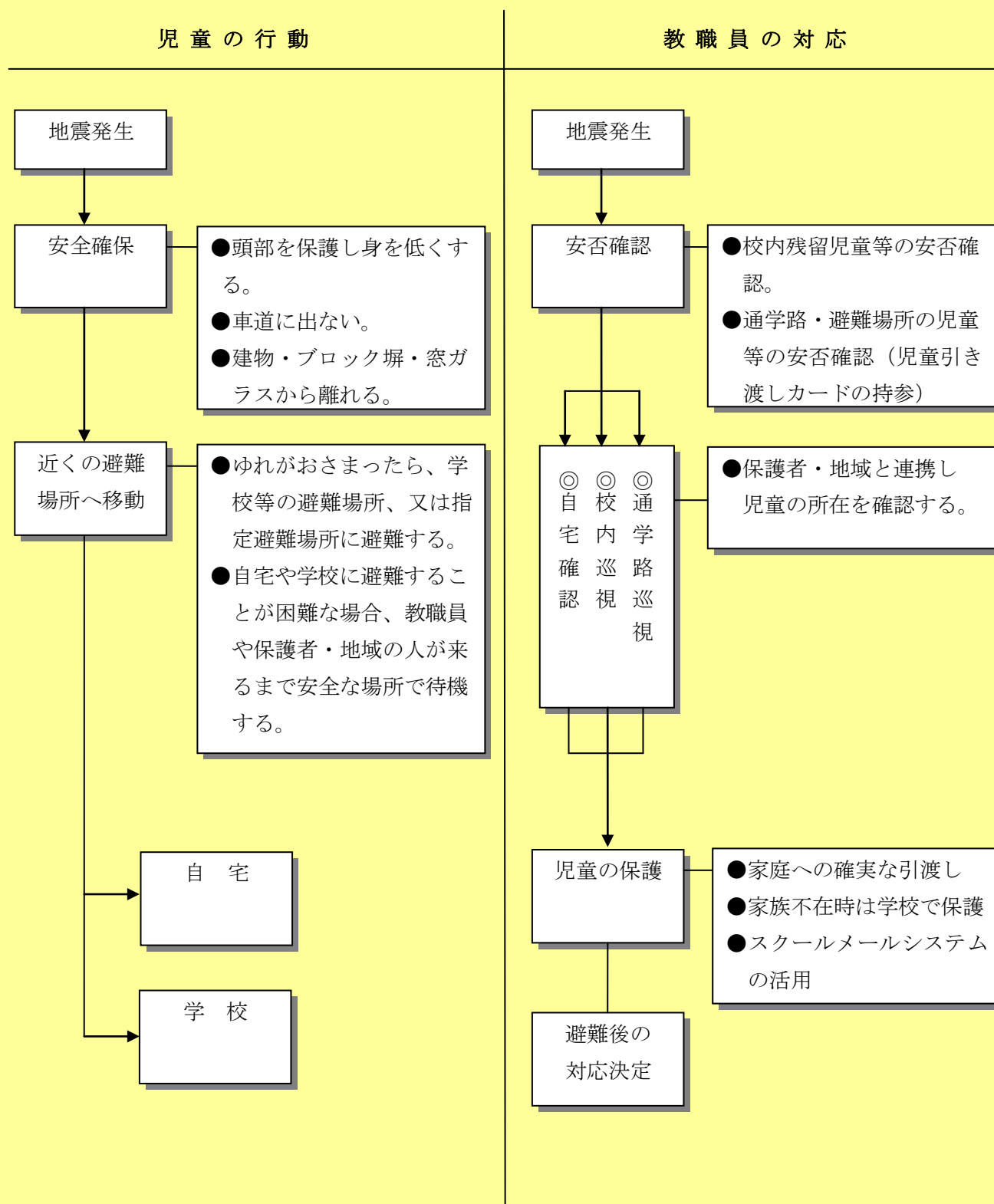
※ 修学旅行で県外にいる際に県内で地震が発生した場合

- 地震の規模・被害状況等の情報を収集する。（管理職・学年主任）
- 学校または教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。（管理職）
- 地元公共機関や関係機関（旅行会社等）と連携する。（管理職・学年主任）
- 児童の不安に対する対処（状況説明・今後の対応）（管理職・担任）

地震発生時における対応 校外活動時（遠足・社会科見学等）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●車両の脱線・転覆・高速道路の崩壊・建物の外壁・瓦・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散・電線の垂れ下がり・歩道橋の落下・ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険な状況。 ●海岸では津波・河川の堤防決壊、低地では浸水による水害・埋立地では液状化現象建物の崩壊・山間部の崖崩れ等が起こる。 ●地理的な不慣れにより不安やデマ等に惑わされたりして、心理的な動揺を起こしやすい。 ●旅館の内外には、校舎内外と同様に落下物や崩壊物等による危険がある。 ●火気使用中は、火災発生の恐れがある。 ●夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱が起こりやすい。 ●児童にとって、不慣れな土地であるので、不安や恐怖が強く心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。 ●沿岸部では津波が発生する恐れがある。	●屋内・野外ともに危険物から遠ざけて集合させる。 ●人員の確認・把握を行い、引率者との連携を十分に行う。 ●交通機関利用時には、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。 ※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが重要。 ※放送・ハンドマイク等を使用し、あるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。 【ゆれているとき】 ※命令口調で！ ●「外に出るな！」 ●「ベッドの下に潜れ！」又は ●「布団の中に入れ！」 【ゆれがおさまった時】 ●「慌てずに、静かに●●●に避難・集合しなさい！」 ※宿舎において万一の場合を想定して避難方法を必ず指導する。 ●津波に対しては速やかな緊急対応が必要。	●教員から離れず、集団で行動する。 ●電車・バス等に乗車中は運転手・添乗員・職員等の指示に従う。 ●落下物から身を守る。 ●狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。 ●倒壊現場・火災現場から離れる。 ●河岸では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。 ●その他の場所においても、危険地域からできるだけ早く遠ざかる。 ●避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ●室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 ●教員不在時には班長の指示で協力して集団行動をとる。 ●避難行動は、指導者の指示により行い、自分勝手な行動はとらない。 ●避難場所に到着したら、班長は人員を確認して教員に報告する。 ●屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ●高台に避難する。

7 登下校時の災害対策マニュアル

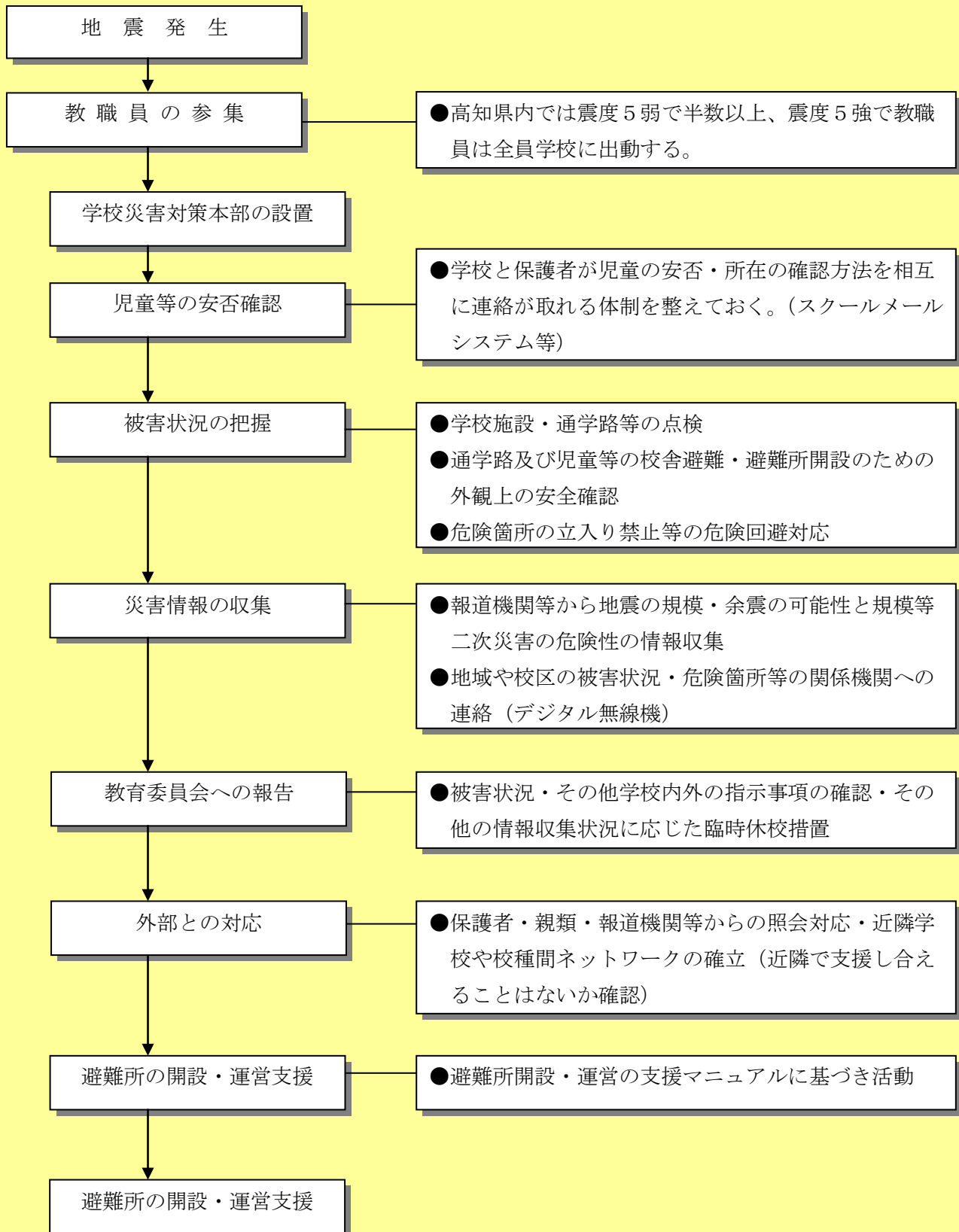


※ 状況に応じた対応（児童の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前に協議する。

地震発生時における対応（登下校時）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
●強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。（約２分程度） ●建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状況になる。 ●瓦・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ●ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ●液状化した場所では、泥水や砂の噴出・埋蔵物の浮き上がりや建物の傾斜・道路の陥没が起こる。 ●傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ●沿岸部では、津波が押し寄せる。 ●道路が地割れを起こしたり、水道水の噴出、プロパンガスが漏れ出す。 ●児童は指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走る可能性が高い。	●できるだけ速やかに児童の安否の確認を行い、必要に応じて、スクールメール等を利用して家庭と連絡を取る。 ※事前指導 保護者・自主防災組織等と協力して、通学路実施調査し、登下校時における危険箇所・避難方法等の対策を立てて指導する。 各家庭の避難箇所・避難経路・緊急時の連絡先を再確認する。 原則として、登下校中に地震が起こった場合、学校の避難場所か指定避難場所か近いほうに向かうように事前に指導する。 災害時における緊急連絡先を決めておく。（児童引き渡しカード等） 交通機関を利用する児童は、関係機関の職員の指示に従うよう指導しておく。	●揺れている時は、ランドセル・カバン等で頭を保護してしゃがむ。 ●動くことが可能であれば、狭い道路は避け、倒壊・落下の危険のある建物等から離れる。 ●あらかじめ家族と避難する場所を決めておく。 ●揺れがおさまったら、状況に応じて、学校避難場所か指定避難場所の近いほうに向かう。（判断に迷ったら、学校に向かう。間に合わない場合は総合庁舎屋上に避難する。） ●ブロック塀から離れる。 ●海岸・川岸・崖下から速やかに離れる。 ●橋の上は危険なため、速やかに離れる。 ●火事が起こっている場所から速やかに離れる。

9 教職員在校時外の災害対策マニュアル（特別設置）



10 児童の引き渡しに関して

1 児童引き渡しの判断

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず避難場所に待機させる。
- ・家庭の状況により保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童についても避難場所に待機させる。（スクールメールシステム通知）
- ・校外活動中や登下校時は最も近い指定避難場所に児童を避難・待機させる。（事前指導）
- ・全校児童は災害（地震・津波等）が終息し、警報解除等の公的発表が行われる安全確認時まで避難場所（学校裏山等）での待機とする。

学校を含む地域の震度

震度 5 弱以上	震度 4 以下
保護者が引取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引取りに来るまでは、児童を学校（避難場所）に待機させる。	津波の心配がない場合、原則として下校させる。保護者が帰宅困難な場合には、児童引き渡しカードの緊急連絡先に児童を下校させる旨を伝える。

※スクールメールシステム使用

2 児童を待機させる場合の留意点

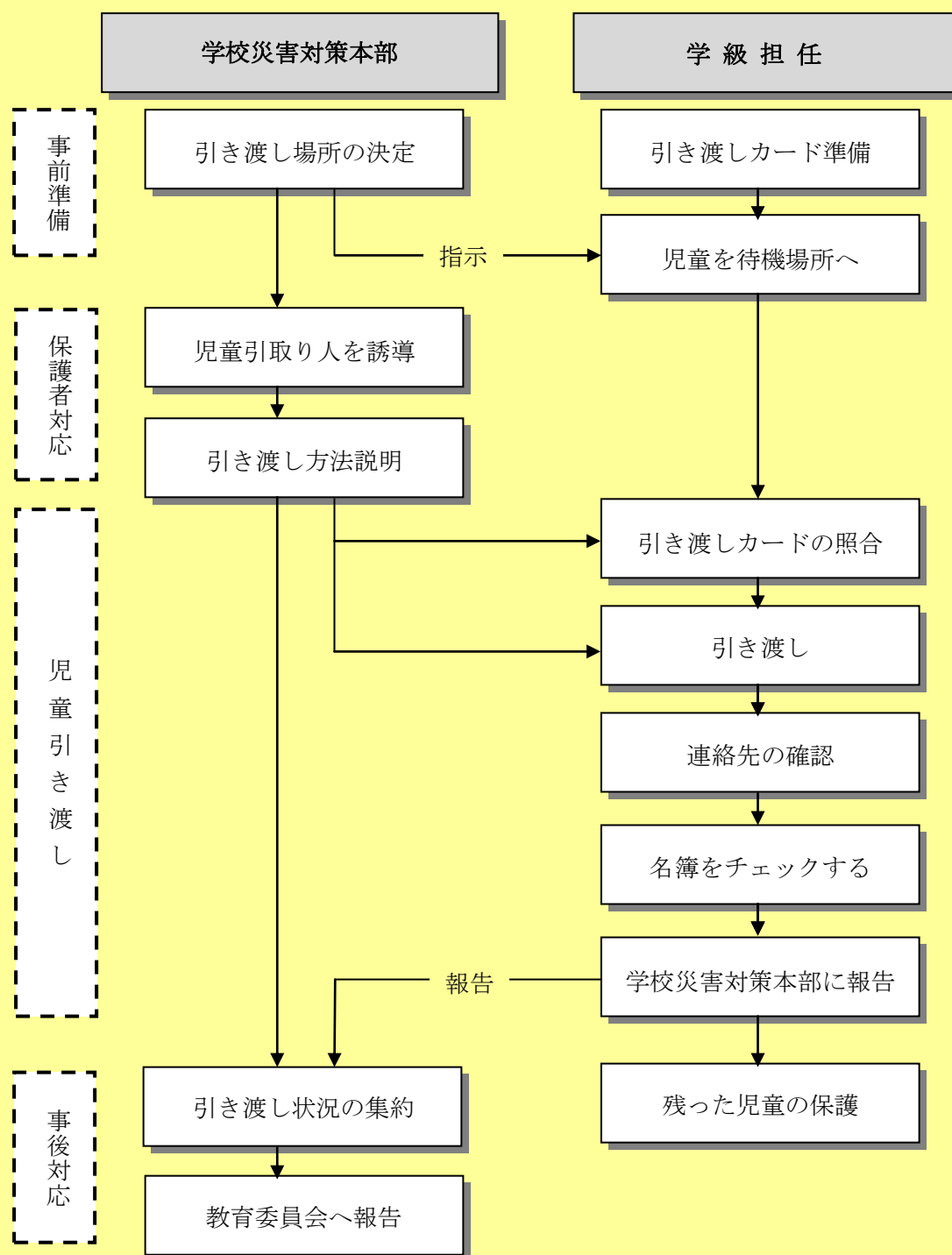
大規模な地震では児童の待機が長時間に及ぶことも考えられる。児童を待機させる場合には以下の点に留意する。

- ・不安を訴える児童のために、心のケアができるように担任、養護教諭等の連携を図る。
- ・デジタル無線機・携帯ラジオ等を使用し近隣の状況を正確に把握する。火災や津波などの対策が取れるよう十分な情報収集を行う。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料や飲料水の準備、避難所での宿泊の対応なども考慮する。

※スクールメールシステム使用

3 児童の引き渡し手順

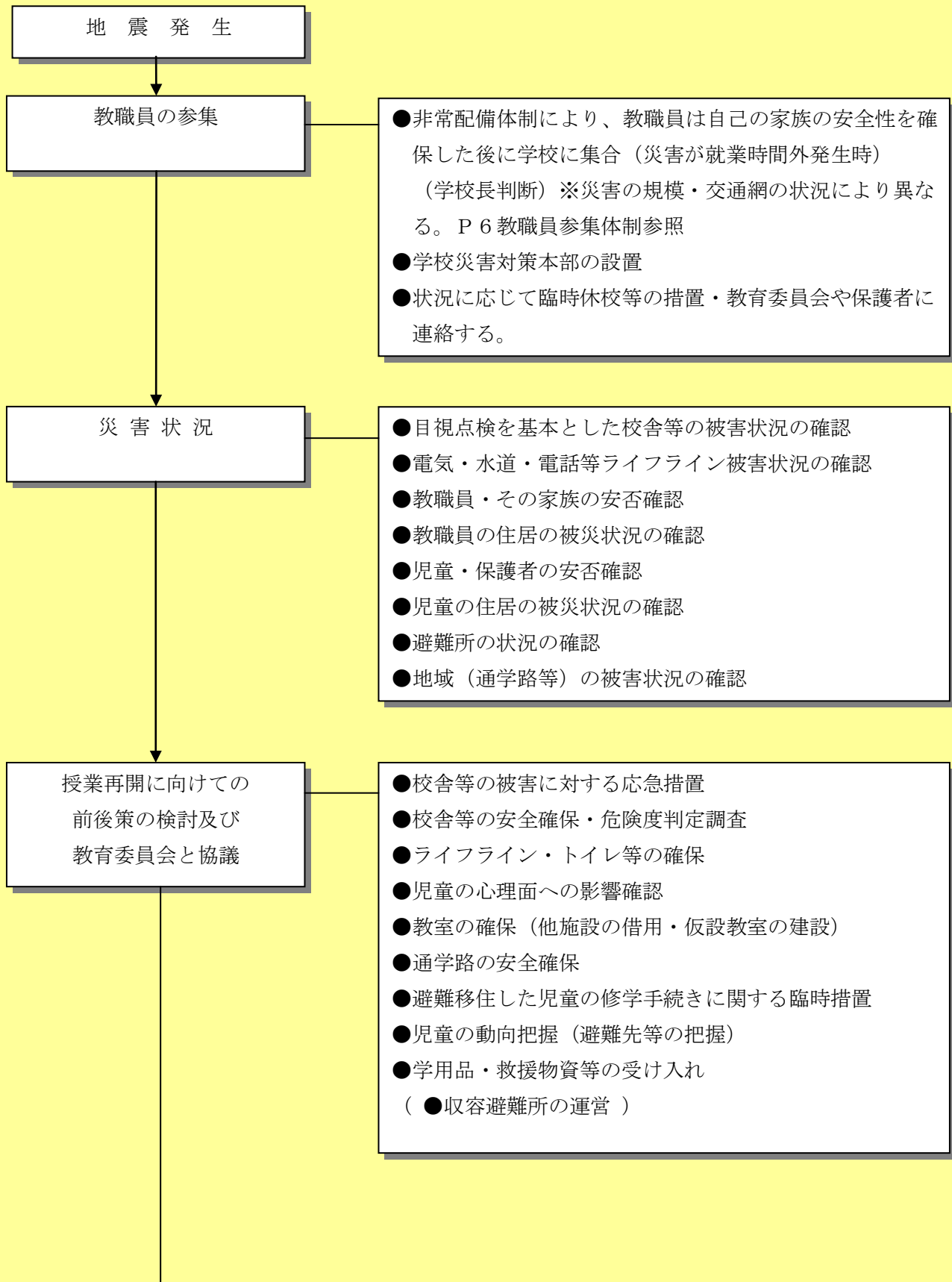
※ 災害発生時には児童の引き渡しに関して混乱が予測されるため、引き渡しを以下の通り行う。

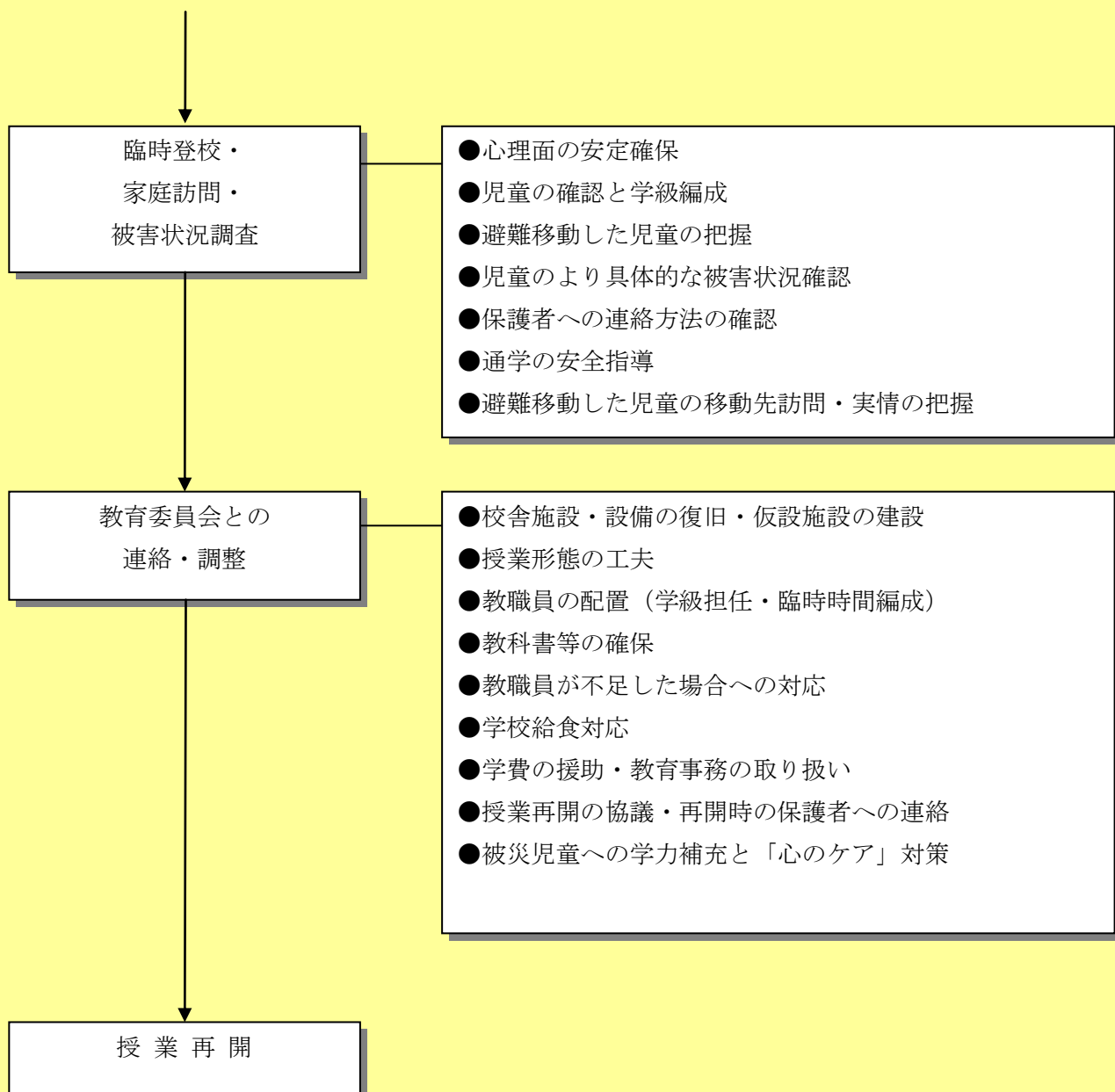


4 学校以外での児童の引き渡し

- 1 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無)
- 2 学校で引き渡す場合と校外で引き渡す場合のどちらが安全かを判断する。
- 3 校外で引き渡す場合には学校と連絡を取ってから、引取りに来てもらう。方法は上記と同様。

1 1 授業再開に向けた対応マニュアル





取材があった際には、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。また、場合によっては報道機関による取材前に積極的に自ら報道発表していく場合も必要になる。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠ぺいしているのではないかな等の誤解を生じさせないように、否定的な態度はとらない。

ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。※一方的に「取材に応じられない」といった対応はとらない。

(2) 誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は、責任者（学校長等）が窓口となり対応する。責任者が不在の時には、その旨を説明し、できる限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、全体で情報を共有する。（優先順位：学校長→教頭→主幹教諭）

(2) 報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合には、児童の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法を報道機関に要請する。

(3) 取材者の確認

報道機関から取材があった際には、社名・担当者氏名・電話番号・取材内容を必ず記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ、取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議する。

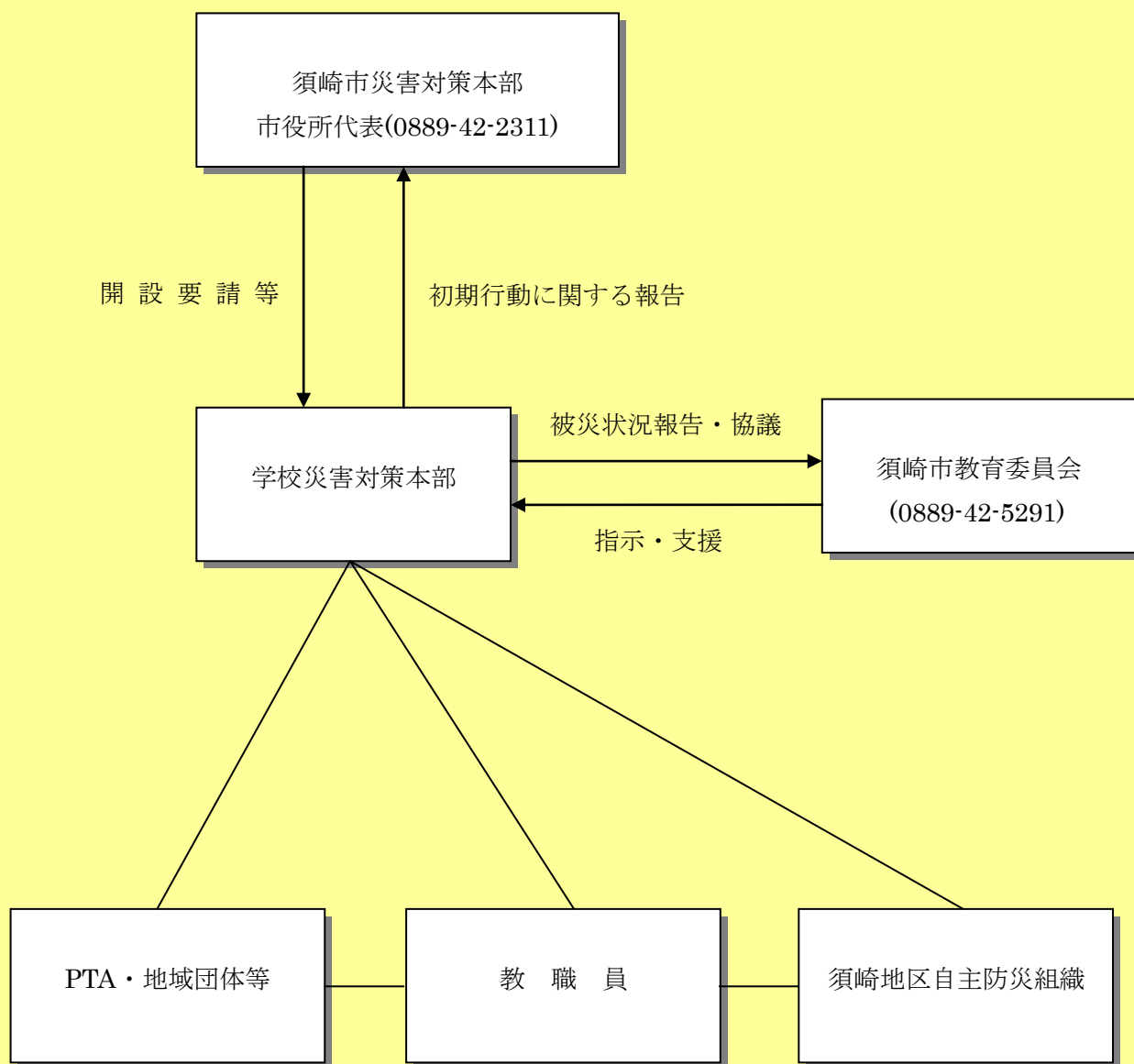
(5) 明確な回答

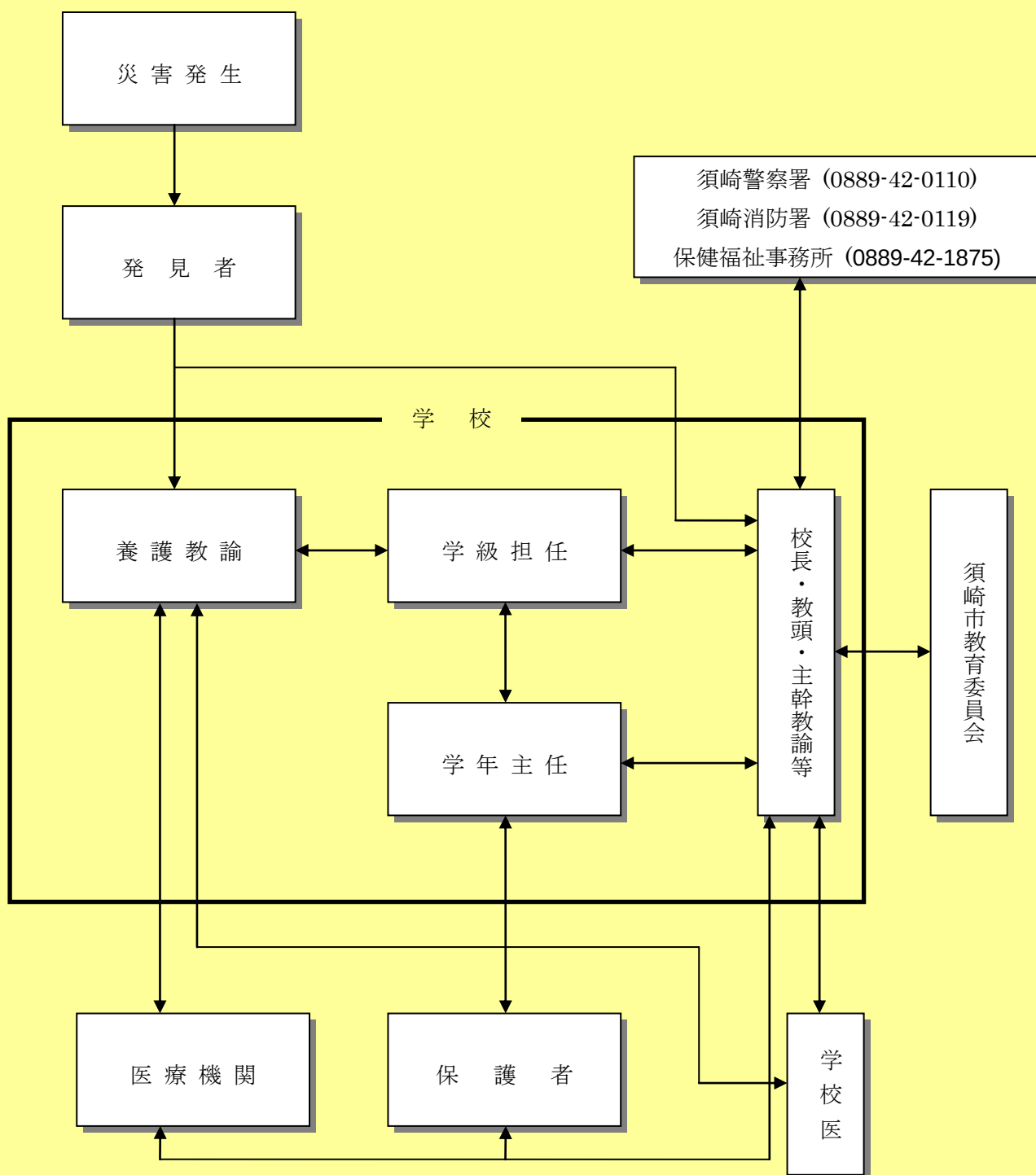
把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え誤解につながる返答はしない。また、決まってないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、対応できる時期を示す。万が一誤って説明していたことが判明した時には直ちに取材者に訂正を申し出る。

(6) 教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

1 3 情報連絡体制





14 災害・緊急時連絡用（児童引渡し）カード

須崎市立須崎小学校

児童氏名 ふりがな		性別		学年・学級	年 組 番
住 所					
保 護 者		続柄		電話番号	
兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 組 () 番 名前 年 組 () 番 名前 年 組 () 番 名前			
緊急時連絡先	1 氏名 () 電話番号 2 氏名 () 電話番号 3 氏名 () 電話番号				
備 考					
引き取り者			児童との続柄		
引き渡し場所					
引き渡し日時	年 月 日 時 分	教職員氏名			

14 災害・緊急時連絡用（児童引渡し）カード

須崎市立須崎小学校

児童氏名 ふりがな		性別		学年・学級	年 組 番
住 所					
保 護 者		続柄		電話番号	
兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 組 () 番 名前 年 組 () 番 名前 年 組 () 番 名前			
緊急時連絡先	1 氏名 () 電話番号 2 氏名 () 電話番号 3 氏名 () 電話番号				
備 考					
引き取り者			児童との続柄		
引き渡し場所					
引き渡し日時	年 月 日 時 分	教職員氏名			

1 5 緊急時の連絡方法

災害時等の緊急を要する保護者等への連絡は使用可能な場合には「スクールメールシステム」において連絡を行う。災害時等の緊急連絡でスクールメールを送信する者の優先順位を次のように定める。

1 学校長 2 教頭 3 主幹教諭 4 防災教育担当者 ※1～4不在の場合は各学年主任

市役所・教育委員会等への連絡は須崎市共通配布のデジタル無線機をもって行う。(災害時須崎市指定チャンネルに設定) 無線機使用者の優先順位は上記と同様とする。「スクールメールシステム」が使用できない場合にはデジタル無線機で須崎市行政を通じて保護者への連絡を図る。(一斉放送等)

また、保護者への対応として、NTTが設置する「171 (災害用伝言ダイヤル)」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図る。

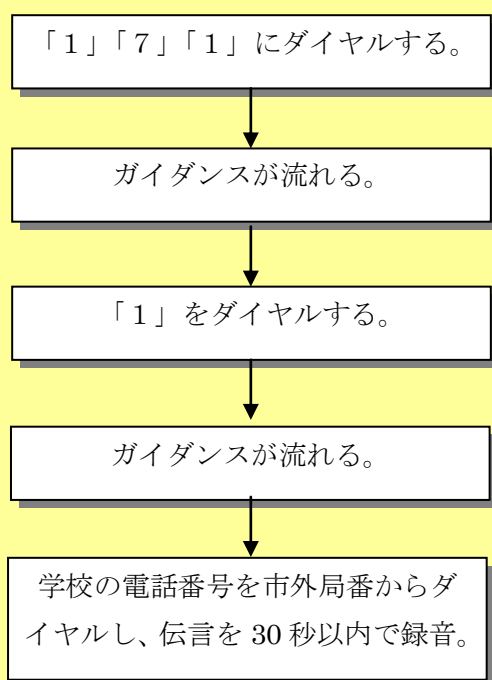
1 位置のお知らせ

震度6以上の地震発生時にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達エリア(都道府県単位)等が知らされる。

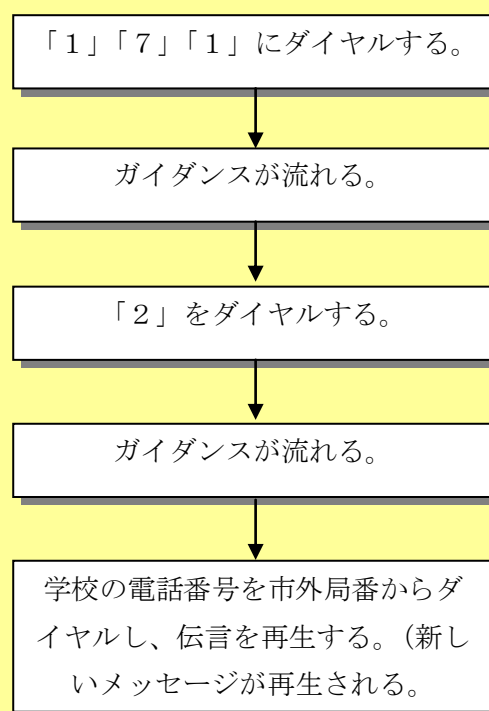
2 利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

(1) 伝言の録音(学校)



(2) 伝言の再生(保護者)



(3) 伝言の録音時間

1 伝言あたり30秒以内

(4) 伝言の保存期間

録音時から48時間

(5) 伝言の蓄積数

1 番号あたり1～10件

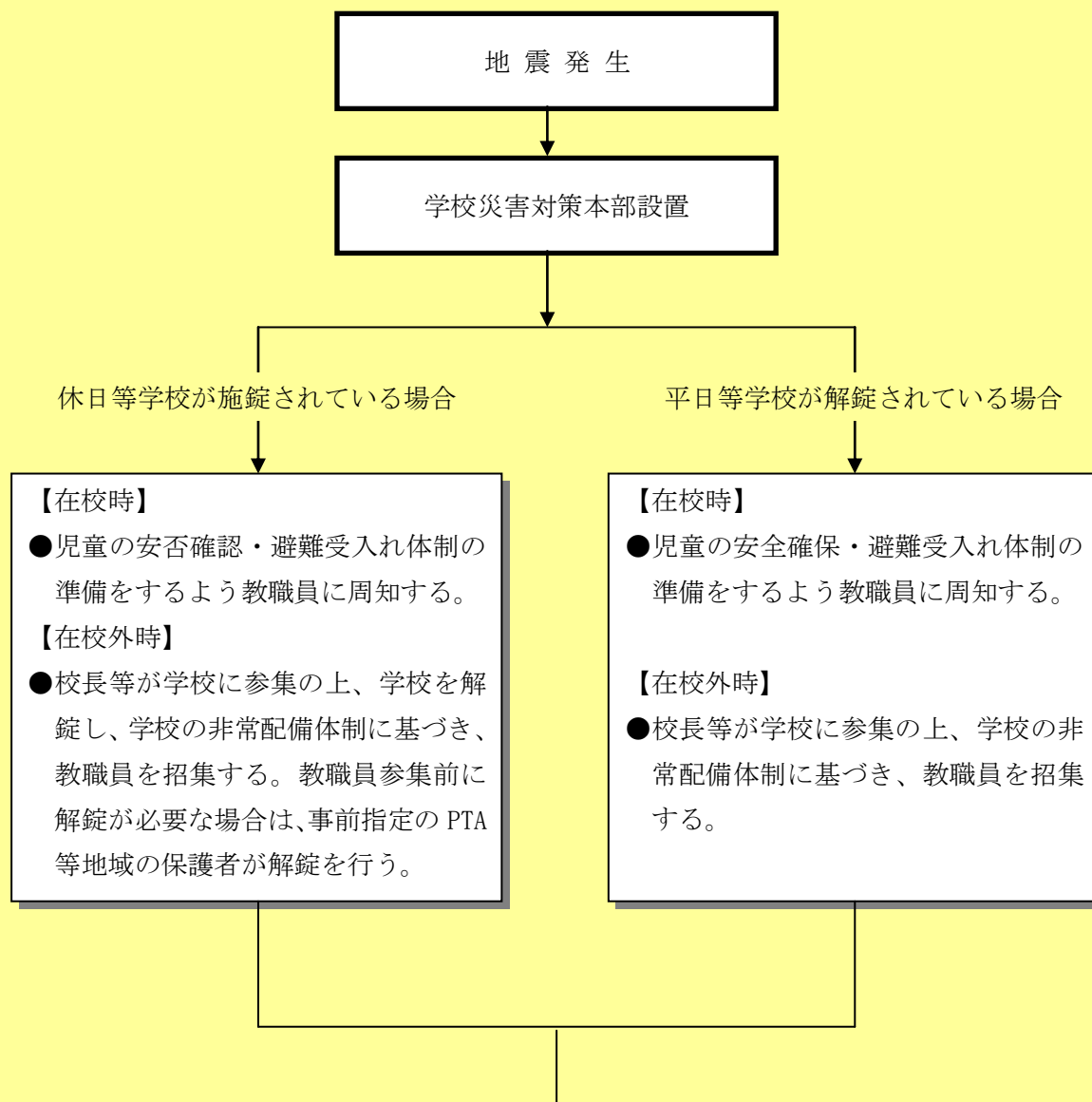
※本校は避難所としての指定は受けていないが、校舎の地震・津波等による被害が少ない場合には児童や地域住民の避難場所となり得る想定から避難所開設・運営について以下のように定める。

1 収容避難所開設までの協力・支援

地震発生により避難が必要な状況が発生し、本校に住民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次のとおりとする。

校長等は、その当面の対応について、速やかに教育委員会に報告する。なお、本校における避難所の開設・運営については、市行政・保護者・自主防災組織等との協議により、学校施設の利用計画を事前に明らかにしておく。

(1) 収容避難所開設までのマニュアル



↓

学校校庭への避難

- 本校への避難者数の把握
- 負傷者の確認と応急処置
- 各関係機関への連絡
- 学校施設の点検

校舎内の避難・収容避難所開設等のための体育館・多目的ホール等の校舎内の被害・安全確認を行う。

被害状況の把握と危険個所の立ち入り禁止等の危険回避対応を行う。

↓

学校施設内への収容

【在校時】

- 校長等管理職が破損状態等の状況を判断し解錠する。

【在校外時】

- 校長等が学校に参集の上、破損状態等の状況を判断し解錠する。ただし、教職員参集前に解錠が必要な場合は、事前指定の PTA 等地域の保護者・関係者が解錠を行う。
 - 避難所開設・運営支援班は避難者を校舎内に誘導する。
- ↓

収容・避難所開設までの運営

- 校舎内の避難者区画の指定
避難人員の確認・整理（人数等の把握）
負傷者の確認と応急手当・幼児、高齢者等の災害弱者への配慮と対応
 - 校舎内に避難者を収容したことの報告（教育委員会・市地震防災課等）
 - 収容避難所開設を前提とした初期行動
- ※「収容避難所開設・運営の協力・支援」収容避難所開設直後の対応参照
- ↓

須崎市災害対策本部からの収容避難所開設の要請

↓

収容避難所の開設・運営支援

※以下、「収容避難所開設・運営の協力・支援」

(2) 学校施設の収容避難所利用計画

(※この利用計画は地震・津波等での校舎の損傷が少ない場合の想定利用計画とする。)

No	利 用 目 的	利 用 予 定 場 所
1	収容場所	体育館・普通教室（南校舎2階・3階）・校庭テント
2	管理運営・連絡所	新館職員室
3	救護所（応急）	新館保健室
4	情報機器設置場所	新館3階 図工・被服室
5	情報掲示設置場所	体育館入口ピロティー
6	ごみ収集所	給食棟北側
7	仮設トイレ設置場所	校庭プール北側・体育館裏駐車場
8	救急物資収集・配布場所	多目的ホール
9	臨時遺体安置場所	南校舎1階会議室
10	仮設電話設置場所	職員室
11	風呂	南校舎1階（放課後学童室）
12	更衣室	新館1階更衣室（男女別）
13	洗濯場所	南校舎1階南側足洗い場
14	物干し場所	足洗い場横仮設テント
15	介護室	新館2階図書室
16	相談室	南校舎2階 カウンセリング室
17	調理室	南校舎3階 調理室・新館2階理科室
18	給水場所	校舎中庭
19	緊急車両専用駐車場	校門付近地面舗装区画
20	喫煙場所	校庭バックネット裏

※学校施設の収容避難所としての利用計画については市災害対策本部・教育委員会と協議の上、被害状況に応じて決定する。

(3) 災害救援物資の備蓄状況

No	救 援 物 資	内 訳	保 管 場 所
1	飲料水	2 8 8 リットル (500ml×24 本×24 ケース)	新館 3 F 倉庫
2	カンパン	3 0 0 食分	南校舎 3 F 調理室
3	非常食用米	—	—
4	救急箱	5 箱	新館 1 F 保健室
5	緊急救急セット A E D	1 ケース 1 台	新館 1 F 職員室
6	手動発電機 ラジオ・携帯電話充電器	2 台	新館 1 F 職員室
7	避難所用ブルーシート	2 枚 (10m×10m)	南校舎 1 F 倉庫
8	デジタル無線機 トランシーバー ライフジャケット 非常用ランタン 非常用ライト 拡声器	3 台 (充電器セット) 2 台 (乾電池) 3 着 2 台 (乾電池セット) 4 台 (乾電池) 4 台 (乾電池)	新館 1 F 職員室
9	簡易組み立てトイレ	—	—
10	避難所開設準備品等	15 セット (災害対応マニユアル・避難所開設運営マニユアル)	新館 1 F 職員室 南校舎各学級

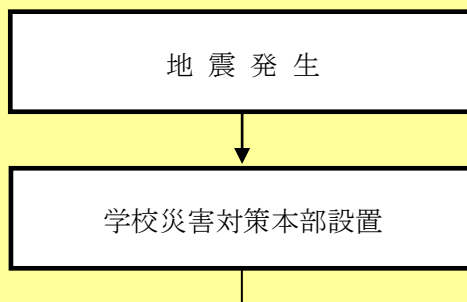
※備蓄状況については市災害対策本部・教育委員会と協議の上、算出・決定する。避難場所に備蓄倉庫設置後は上記災害救援物資の一部を備蓄倉庫に移管する。

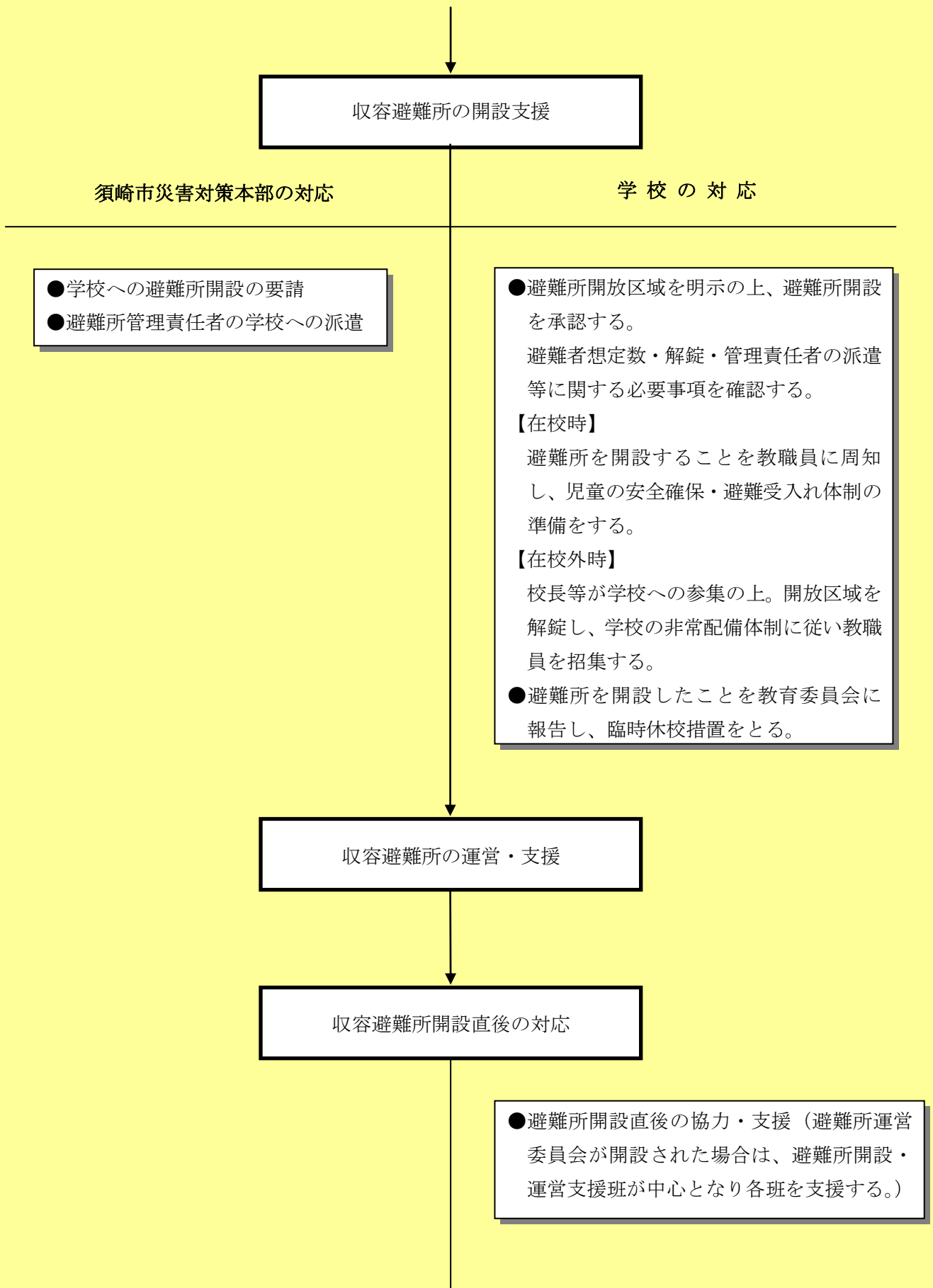
2 収容避難所開設・運営の協力・支援

学校長等は、市災害対策本部から収容避難所の開設要請があった場合には収容避難所として開放する校舎等の区域を市災害対策本部・教育委員会と協議の上で決定する。

学校長等は、本校を収容避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告し、学校の収容避難所開設に伴う臨時休業について協議する。

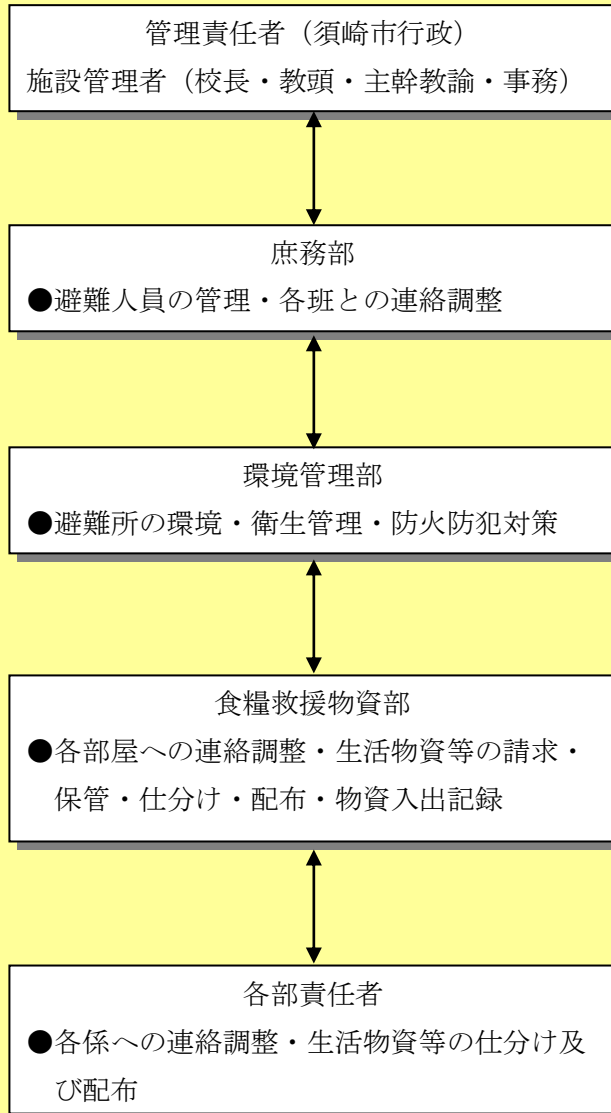
(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



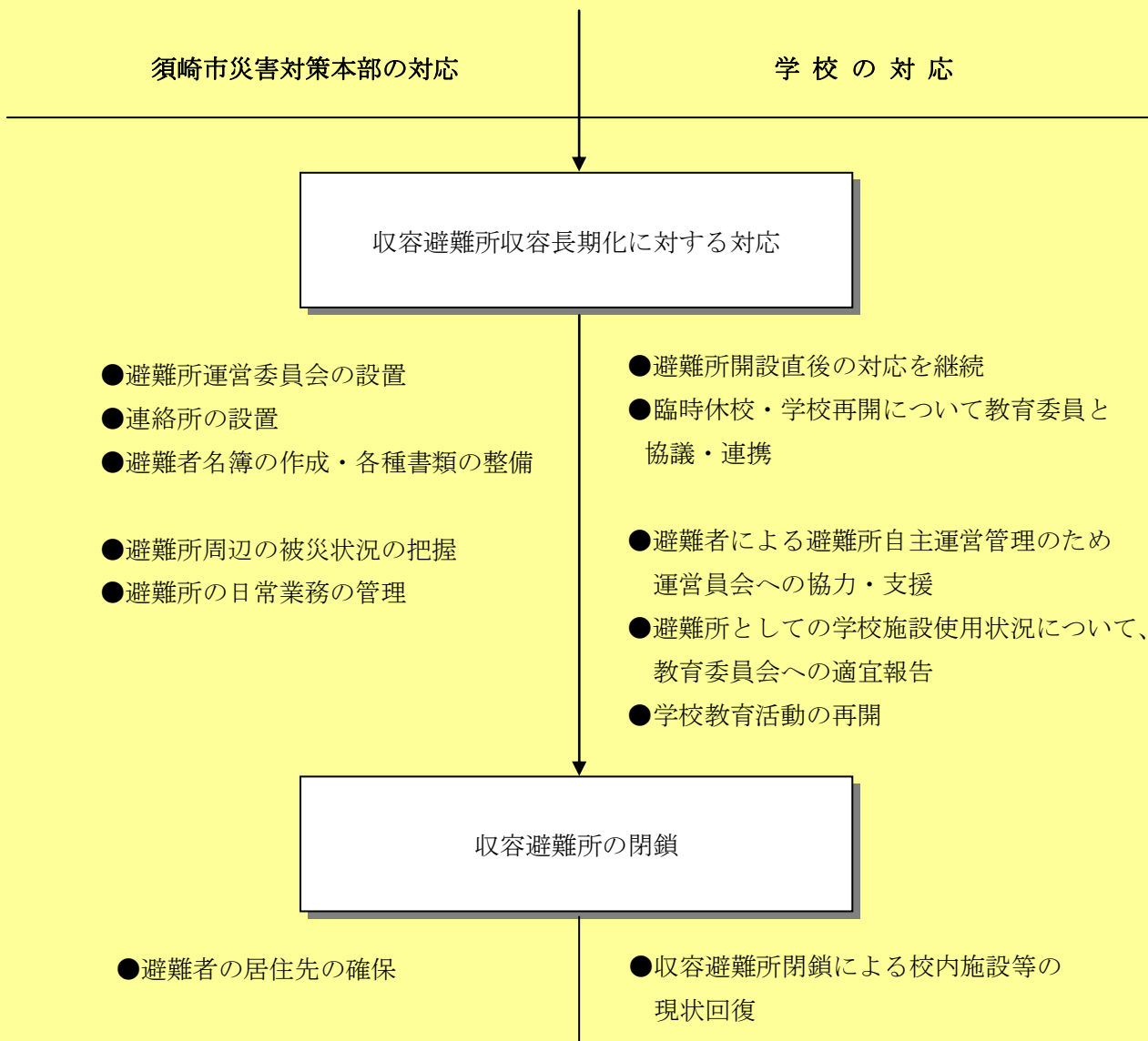


須崎市災害対策本部の対応

学 校 の 対 応



- 学校内にある避難所運営に役立つ備品・
施設等の点検・整理



（２）校長等及び避難所開設・運営支援班の役割（収容避難所開設までの対応）

① 校長等（施設管者）の役割

- 1 避難所である校庭への避難に備え、学校の施設状況を把握し、教職員のほか教職員参集前の解錠に対応する地域の保護者を含め、会場体制の確認を行う。また体育館においても同様に解錠体制を確認する。
- 2 避難者が校庭に参集している場合、雨天・荒天時等、または災害の規模・被災状況等を踏まえ、校長（施設管理者）等の判断により、外観上の安全確認を行った上で、一時的に必要な収容避難所として校舎等を開放し、避難者の不安解消を図るとともに、無用の混乱防止に努め、応急措置を行う。
- 3 災害の規模・被害状況等を踏まえ、収容避難所の開設を前提とした初期対応と避難所開設・運営支援班による運営を行う。
- 4 避難者数・災害弱者の存在の有無・開放スペース・避難状況等について教育委員会に連絡する。

② 避難所の開設・運営支援班としての役割（「収容避難所の開設を前提とした開設直後の対応」）
に準じた当面の措置

1 初期ライフラインの確保

水道・電気・ガスについて、各関係機関と連絡を取りながら、初期ライフラインの確保に努める。

2 飲料水・生活水の確保

城山水源地及び受水槽やプールの水の煮沸・濾過による濾過水を飲料水とする。

3 電気・照明器具の確保

自治体関係部署に発電機の配備を依頼する。電力供給業者に供給情報を確認する。

校長は、ラジオ・懐中電灯・乾電池を複数保管しておく

4 燃料（ガス等）の確保

カセットコンロ・木炭等を利用する・火気の使用は、安全性に配慮し、別にスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。

5 備蓄物資の配給

① 市災害対策本部と協議し、避難者に配給する。

② 災害弱者や非常持出のない家庭を優先する。

③ 配給時にトラブルのないようにする。

6 救援物資の受け入れ

搬入予定時間・物資品目を確認し、受け入れ手順を定め、受け入れ作業には避難者の協力を求める。

7 避難者の応急手当

8 高齢者等への配慮

高齢者優先を決め、トイレに近い居住区・物資の配給等に配慮する。

9 避難者の連絡窓口・情報提供

広範囲の情報収集の一元化を図り、避難者への伝達をきめ細かく伝える。テレビやラジオを設置する。

10 避難者名簿の作成

避難者名簿を作成し、避難所運営の効率化と秩序維持に努める。

11 仮設トイレの設置・維持管理

水が使用できない場合、花壇やグラウンドに穴を掘る等、仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。校舎内のトイレが使用可能な場合はトイレの貯水槽を設置しプール等から水を確保し手動で流すようバケツ等を用意する。

12 ごみの処理

① 夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に気を付ける。

② 可燃ごみと不燃ごみ等の分類を徹底させる。

③ 集積所・焼却炉の担当者を明確にしておく。

④ スプレー缶の爆発に注意する。

13 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検整理

14 その他、収容避難所の開設を前提とした当面の措置

(3) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

① 校長等（施設管理者）の役割

避難収容が長期化する場合に収容避難所責任管理者に代わって。「市地域防災計画」において想定される対応。

連絡所の設置・避難者名簿の作成・各種書類の整備・避難所周辺の被害状況の把握・避難所
日常業務の管理・避難所運営員会の設置等

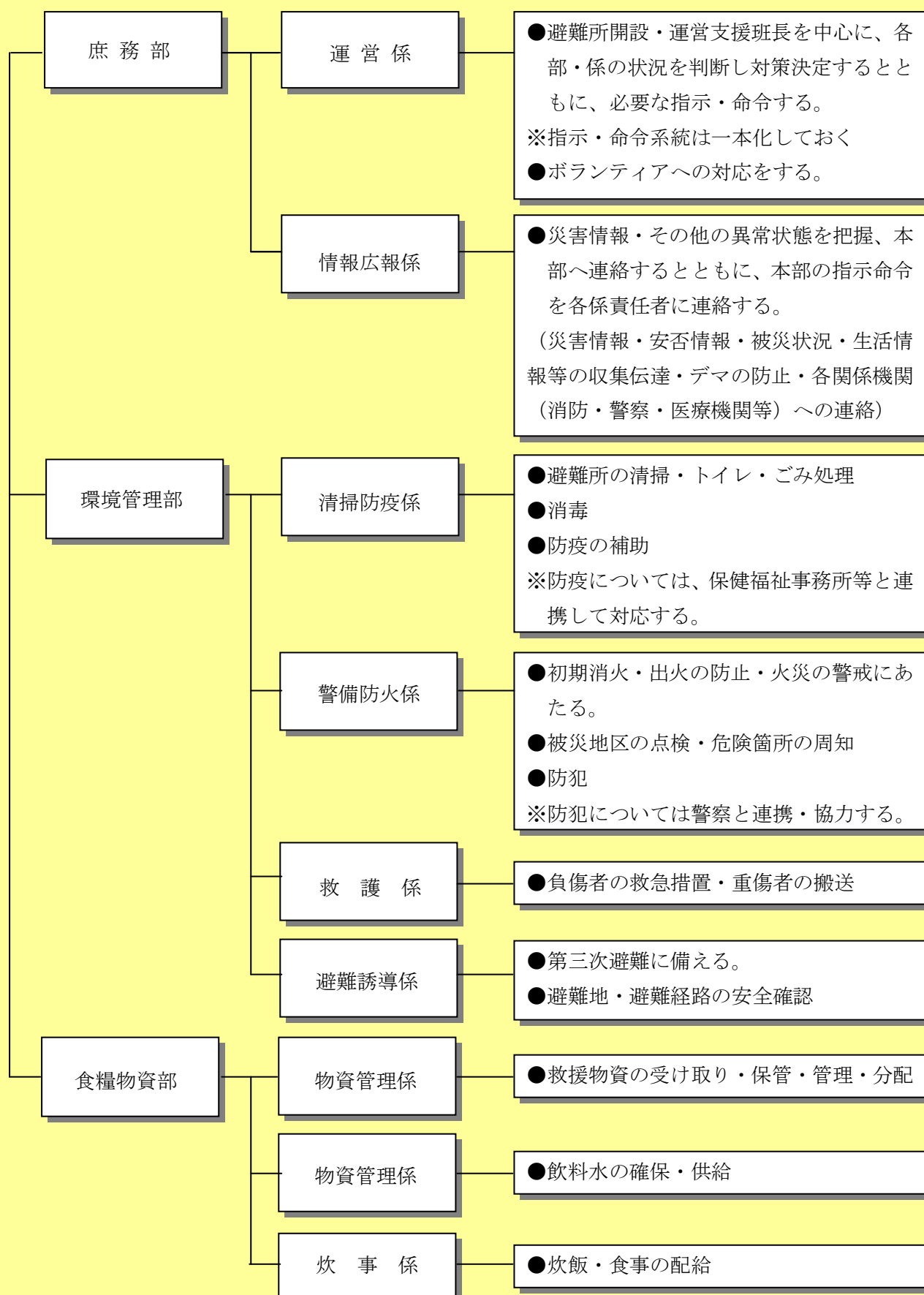
② 避難所開設・避難所運営支援班としての役割

1 避難所開設直後の対応の継続

2 共同炊き出しへの協力

3 避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り等

(4) 避難所開設・運営支援班の設置例



本学校災害対応マニュアルは県内外の防災マニュアルを参照させていただき作成したものです。

須崎市立須崎小学校

平成 24 年 12 月 28 日 第五次改訂版